

うるま市高齢者福祉サービスのご案内

(介護保険サービス以外のサービス)

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。(※ 利用条件がありますので、詳しくは介護長寿課までお問い合わせ下さい。)

1. 高齢者等紙おむつ等支給事業 (紙おむつ等を使用する高齢者等に対し紙おむつ等を支給するサービス)

紙おむつを利用している寝たきり高齢者等に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。

《支給額》月額 最大8,500円

《支給条件》①うるま市に住所がある満65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の方で特定疾病に該当する方
②介護保険の要介護認定で要介護4又は要介護5と認定された方(相当を含む)
③その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が住民税非課税世帯(※生活保護世帯は対象外)
④介護保険施設に入所していない方
⑤申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月分からとする。

2. 在宅介護者手当支給事業 (高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス)

※申請時には、介護者本人の通帳またはキャッシュカードのコピーの提出が必要になります。

65歳以上の高齢者を自宅で介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。

《支給額》月額 5,000円

《支給条件》①65歳以上の要介護3～5(相当含む)の高齢者と介護者が同じ住所にて生活し、日頃から自宅で介護している方
②高齢者と介護者世帯の全員に介護保険料の滞納がないこと
③介護者が生活保護の受給をしていないこと

3. ふれあいコール事業 (1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス)

※申請時には、印鑑が必要です。

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》65歳以上の1人暮らしの高齢者 ※利用負担はありません。

4. 日常生活用具給付事業

(日常生活を安心して暮らすために、電磁調理器(IH)や火災警報器等を支給するサービス)

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が、自宅で安心して生活できるよう、電磁調理器・住宅用防災警報器・消火器を支給します。 ※申請時には、印鑑が必要です。

《利用条件》①65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
②慢性疾患、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な在宅高齢者
③住民税非課税世帯

※利用負担はありません。

5. 緊急通報システム事業 (利用者の緊急時対応のため関係機関への通報サービス)

利用者が緊急時に専用の通報機器を使い、消防等へ通報するサービスを提供します。

《利用条件》①在宅でひとり暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者
②65歳以上の高齢者のみの世帯で、どちらか虚弱な場合

※利用負担はありませんが、電話回線を利用するための毎月の電話代がかかります。

6. 外出支援サービス事業 (医療機関等への外出を手助けするサービス)

※申請時には、印鑑が必要になります。

心身上の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車などの福祉車両を使い、病院通院への外出をお手伝いをします。(週に1回程度)

《利用条件》①介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者(常時車いす利用者等)
②65歳以上、在宅で生活している高齢者
③住民税非課税世帯

※利用負担はありません。・

7. 家族介護慰労金支給事業

(介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に慰労金を支給するサービス)

寝たきりの方を介護しているご家族に対して、**慰労金10万円(1年に1回)を支給**します。

- 《支給条件》①要介護認定で要介護4～5(相当含む)と認定された40歳以上の方を在宅で介護している方
②要介護者と介護者が住民税非課税世帯であること。
③認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)
④要介護者に介護保険料の未納がないこと ※申請後、訪問調査の上、支給可否を決定します。

8. 食の自立支援サービス事業 (虚弱な高齢者に対する配食サービス)

※申請時には、印鑑が必要になります。

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養バランスのとれた食事を一定期間提供します。

- 《利用料》1食あたり：非課税世帯400円、課税世帯500円
《利用条件》①65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
②心身の機能低下や傷病により調理が困難な方
③退院直後で医師の指示により治療食が必要な方、低栄養状態にあり栄養管理が必要な方
※申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



9. 軽度生活援助事業 (ヘルパーを派遣するサービス)

※申請時には、印鑑が必要になります。

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助(居室の掃除・調理支援など)を行い、高齢者の自立支援を図ります。

- 《利用料》1時間あたり：220円
《利用条件》①日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者及び介護予防・日常生活総合事業対象者とされていない高齢者・
②65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
③住民税非課税世帯
※申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。

10. 福祉電話設置事業 (自宅へ電話を設置するサービス)

※申請時には、印鑑が必要です。

福祉電話を設置し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図ります。

- 《設置対象》住民税非課税世帯の内、以下の条件に該当した方が対象となります。
①65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
②虚弱であると認められる者と居住する高齢者
③コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話の必要性が認められる外出困難な在宅の重度身体障害者
※毎月の電話代金は利用者の負担となります。

11. 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業 (寝具の洗濯などをするサービス)

清潔で快適な生活を支援するため、寝具の洗濯等を行います。 ※利用負担はありません。

- 《設置対象》①おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者
②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
③おおむね65歳以上の認知症高齢者

12. 救急医療情報キット配布事業 (救急医療情報キットの配布を行うサービス)

※申請時には印鑑が必要です。

急病・事故・災害の緊急時における不安を軽減するため、高齢者に対し、救急医療情報キットの配布を行います。
※一世帯につきキット1個の配布となります。

- 《配布対象》①65歳以上の高齢者 ※その他配布を希望する方については、介護長寿課へ直接お問い合わせください

※ 上記のサービスを受けるには、うるま市介護長寿課の窓口で申請が必要です。

その他にも、地域公民館でのミニデイサービスやその他高齢者福祉サービスがありますので、詳しくは 介護長寿課 高齢者福祉係 までお尋ね下さい。

うるま市 介護長寿課 高齢者福祉係 電話番号：973-3208